

# 重要事項に係わる調査の申込書

申請日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

日本ビルサービス株式会社 宛

申請者	〒 _____	会社名		
	住所			
	電話番号 ( ) _____			
	FAX番号 ( ) _____	担当者名	(印)	
対象物件	物件名	棟名	部屋番号	
	〒 _____	所有者名		
	住所	電話番号 ( ) _____		
申請内容	調査資料名		手数料(税込)	備考
	① 重要事項に係わる調査報告書	要・不要	5,500円注②	弊社にて管理していない場合がありますので、事前にご確認下さい。
	② 管理規約コピー	要・不要	3,300円注③	弊社にて保存していない場合がありますので、事前にご確認下さい。
	③ 物件パンフレット図面コピー	要・不要	2,200円注④	弊社にて保存していない場合がありますので、事前にご確認下さい。
支払方法	指定銀行口座へ手数料を振り込み *注 (必ず申込申請者の名義でお振り込みをお願い致します。) (振込先：三菱UFJ銀行 天六支店 普通預金 3724668) 振込手数料はお客様のご負担となります。また金融機関発行の振込金受領書を領収書と代えさせていただきます。 ※管理費等の滞納額がある場合、支払先は管理組合口座となります。			
必要書類	ご本人の場合	① 本申請書 ② 公的機関発行の身分証明書コピー (運転免許証、各種保険証、パスポート等) ③ 手数料の支払いを証明する書類 (振込金受領書、ATMの利用明細書等)		
	宅地建物取引業者の場合	① 本申請書 ② 売り主から依頼を受けた事を証する書類 (媒介契約書、委任状等の写し) ③ 担当者の従業者証明書コピー (名刺では受付できませんのでご了承下さい) ④ 手数料の支払いを証明する書類 (振込金受領書、ATMの利用明細書等)		
備考				

## 《 注意事項 》

- ① 監督省庁からの指導、および、管理組合との管理委託契約に基づき、売り主側 (区分所有者) の依頼を受けた、宅地建物取引業者、または、区分所有者ご本人からしか申し込みできません。買い主側の依頼を受けた宅地建物取引業者の方につきましては、申請があっても回答できません。
- ② この申し込みは、宅地建物取引業法第35条第1項第5号の2、及び同法施行規則第16条の2の定めによる当該マンションの取引に係わる重要事項等についての説明資料作成の申請です。区分所有者ご本人からのお申し込みでも、上記手数料が必要となりますのでご注意ください。
- ③ 管理規約は、弊社でなく管理組合 (現地管理事務所) にて直接販売している場合があります。
- ④ 物件パンフレット図面のコピーにつきましては、弊社にて保存していないものがあります。
- ⑤ ご提出頂きました個人情報の資料の取り扱いにつきましては、重要事項調査報告書発行業務以外に使用せず、1年間保管したのち溶解による廃棄処分とし返却は致しません。